

悟入谷国有林44林班外森林整備事業(造林)

閲覧図書

- 1 森林整備事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）

収入
印紙

1 事業名 悟入谷国有林 44 林班外森林整備事業（造林）

2 事業場所 三重県いなべ市 悟入谷国有林
三重県三重郡菰野町 福王山国有林

3 事業量 地 拵 5.83ha
植付（新植） 4.92ha
植付（改植） 1.55ha
防護柵設置 4.01km
下刈 13.23ha
除伐 0.20ha
単木保護管撤去 0.79ha

4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年12月25日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1のとおり

5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）

〔注〕「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、請負金額に10/110を乗じて得た額である。

（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払 6 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定日	備考

8 特約事項

- (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 約款第 38 条は、別紙 1 の可分作業ごとに適用するものとする。
- (3) 下刈折損の損害賠償については、別紙 2 のとおりとする。
- (4) 伐倒木の持ち出しを禁止する。
- (5) 使用材料は別紙 3 により報告し、必ず承認を受けること。
- (6) 暴力団排除に関する特約条項は別紙 4 のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 8 年 3 月 24 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町 1 丁目 7-13

氏名 分任支出負担行為担当官
三重森林管理署長 伊藤 公夫 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(別紙1)

可分事業内訳書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	林齢	数量	摘要	
地拵	令和8年8月1日	悟入谷	42は4	1	—	0.91	ha 全刈・存置
	～		44ろ1	2		2.18	
	令和8年11月30日		44ろ2	3		2.74	
	計			5.83			
植付 (新植)	令和8年9月1日～	悟入谷	44ろ1	1	—	2.18	ha ヒノキ 4,796本 ヒノキ 6,028本
	令和8年11月30日		44ろ2	2		2.74	
	計			4.92			
植付 (改植)	令和8年9月1日	悟入谷	42は2	1		0.28	ha スギ 532本 スギ 2,413本
	～		42は4	2		1.27	
	令和8年11月30日			1.55			
防護柵 設置	契約締結日の翌日	悟入谷	42は2	1	—	0.67	km
	～		42は4	2		1.43	
	～		44ろ1	3		0.98	
	令和8年11月30日		44ろ2	4		0.93	
	計			4.01			
下刈	令和8年7月1日	福王山	21ろ	1	4	2.69	ha 全刈
	～						
	令和8年7月1日 ～ 令和8年11月30日	悟入谷	33ろ2	2	4	3.62	
			39に	3	4	0.75	
			39へ	4	4	1.17	
			39と	5	4	0.84	
			39ぬ	6	4	1.56	
			41ろ	7	3	1.58	
			41は1	8	3	0.63	
			42は2	9	3	0.39	
計			13.23				
除伐	契約締結日の翌日	悟入谷	43ね	1	—	0.20	ha
	～						
計				0.20			
単木 保護管 撤去	契約締結日の翌日～	悟入谷	42は2	1	—	0.48	ha
	令和8年11月30日		42は4	2		0.31	
	計			0.79			

(別紙2)

下刈切損の損害賠償

- 1 下刈作業において請負者が切損した苗木の切損率が次の3に定める許容切損率を超える場合は、発注者は損害賠償の請求をすることができる。
- 2 賠償額は発注者の定める賠償基準により計算した額とする。
- 3 苗木の許容切損率は次のとおりとする。

林 齢	1 年	2 年	3 年	4年以上
許容折損率	3 %	3 %	2 %	1 %

- 4 林齢1年とは、前年度の秋から当年度の春までに植栽したもの、以下これを基準に林齢を見る。
- 5 切損とは、樹幹を完全に切断したもの又は切断により生育が著しく阻害されるものをいう。

(別紙4)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面(以下、「設計図書」という。)に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭(又はテープ)等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料(苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料)の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努める こと。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第 21 条における事故とは、4 日以上 of 休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式(事故報告書)は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、請負者において実施し、その費用は請負者の負担とする

請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者

現場代理人

事業名							事業場所				
発生日時	令和 年 月 日(曜日)						時 分	天 候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。										
被害状況	人的被害・物的被害を記載										
被災者	氏名				生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職 種		
	連絡先								経験年数		
	傷病名			傷病部位				休業見込期間・死亡日時	被災場所		
今後の対策											
所見・状況											

注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

地拵仕様書(全刈)

(地床植生の刈払及び末木枝条の処理)

- 1 刈払物、末木枝条が多く、植付に支障となる箇所は、刈払物や末木枝条等を植付に支障のない程度に整理すること。
- 2 地拵は等高線に沿って行う。

(立木の保残)

- 3 伐採時から保残している高木性広葉樹(胸高直径おおむね 10 cm程度以上のもの)は、監督職員が伐倒又は巻枯らしを指示したものを除き保残する。

(巻枯らしの要領)

- 4 巻枯らしは、地上おおむね 1.0m の箇所に、幅約 20 cm の上端及び下端に鋸目を木質部に 1 cm 以上達するまで入れ、次にナタ等によりこの間の木質部を厚さ 1 cm 以上はぎ取る。

植付仕様書

(地拵の確認)

- 1 地拵と植付を一括契約した場合、地拵終了後直ちに監督職員の確認又は部分検査を受け、必要があるときは手直しを行った後、植付に着手する。

(植付樹種、植付本数並びに列間、苗間距離)

- 2 植付樹種、植付本数は次のとおりとする。

植付樹種	1 ha 当たりの植付本数 (本/ha)
スギ	1,900
ヒノキ	2,200

- 3 植付は等高線方向に地拵筋に沿って行う。
- 4 無地拵又は全刈存置地拵箇所の植付は原則として方形植とし、列間及び苗間距離は2.1～2.2mとする。

(苗木の管理)

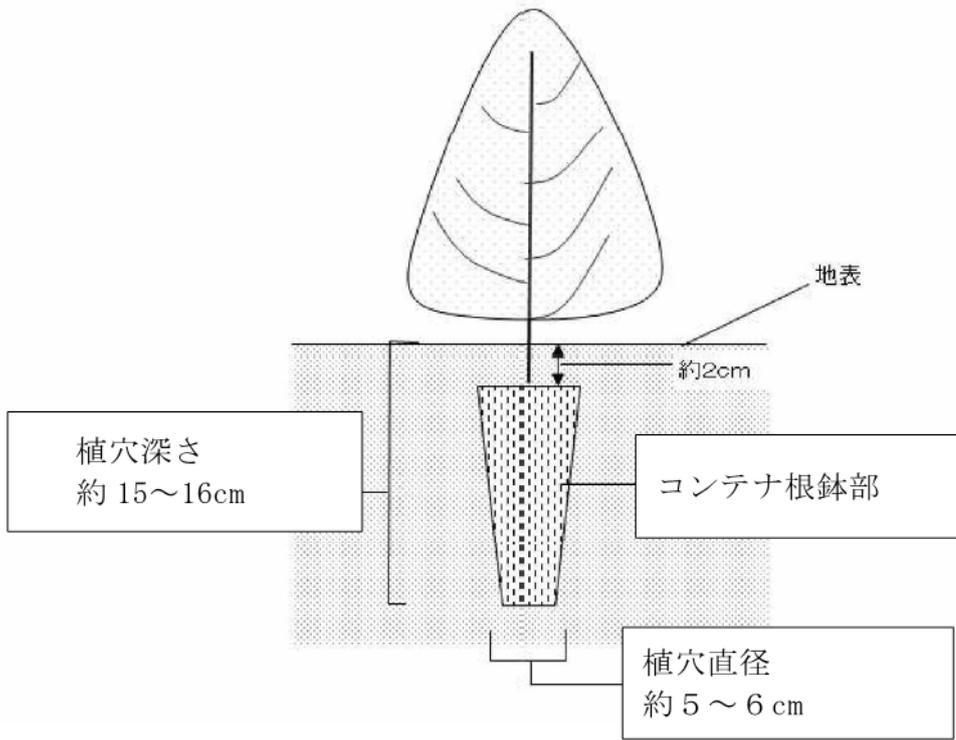
- 5 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど、苗木の乾燥防止に注意すること。

(植付要領)

- 6 植栽器具を植付地点に挿し込み、直径約5～6cm、深さ約15～16cmの植穴をつくる。
- 7 植穴に苗木を挿し込み、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 8 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 9 根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。

(苗木の管理・取扱)

- 10 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢の損傷等がないよう注意する。
- 11 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し苗木が乾燥しないよう注意する。



苗木購入仕様書
(マルチキャビティーコンテナ苗)

1 苗木の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種	苗齢	苗長	数量	根鉢部
スギ (※)	2	35cm 以上	2,945 本	150cc
ヒノキ	2	35cm 以上	10,824 本	150cc
計	—	—	13,769 本	—

※スギの品種は、特定苗木とする。ただし、在庫不足により調達不可能な場合は、少花粉苗木又は無花粉苗木でも可とする。

2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗を厳選する。

- (1) 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
- (2) 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
- (3) コンテナ苗の根鉢部は全体に根が回っており、固く締まっていること。
- (4) コンテナ苗の根鉢は適潤であること。
- (5) 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
- (6) 掘取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
- (7) 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。

3 苗木購入にあたっては、上記 1、2 の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。

4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、掘取年月日、梱包年月日、等必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。

5 木の梱包は、苗木各部の損傷と乾燥防止に留意し、次の要領で行う。

- (1) 梱包作業は、直射日光をさけて行うこと。また苗木は、雨や露でぬれていないこと。

(2) 乾燥を防止するため湿らした新聞紙等で根を包み結束する。特にコンテナ苗は根鉢が崩れないよう 10 本単位程度に結束すること。

(3) ダンボール箱等に入れ密閉する。

6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

防護柵設置仕様書

(作業順序)

- 1 地拵、植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する(別図1)。
- 5 林道路肩の地質の硬い箇所(別紙図面のとおり)については、セパレート型支柱を使用することとする(別紙防護柵資材購入仕様書のとおり)。
- 6 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図ること。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること(別図2)。
ただし、上記5の箇所に設置するセパレート型支柱については、地中に打ち込んだ鉄筋杭に針金でくくりつけて補強することにより、支柱の安定を図ること。

(立木支柱の使用)

- 6 隣接する国有林の生立木を防護柵支柱としてできるだけ利用することとし、胸高直径6 cm以上で傾きのない根張りの良い木を利用する。
- 7 立木支柱と立木支柱との間隔は6 m未満とする。6 m以上となる場合は、間に人工支柱を配置し、各支柱間の距離が3 m程度以下となるようにする。
- 8 立木支柱とネット上張りロープとの連結は、別紙「立木支柱への防護柵上部ロープの結わえ方」のとおりトックリ結びによること。

(ネット下部の固定)

- 9 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、アンカーを打ち込み、ネットの下部や押さえロープを固定する。
なお、上記5の地質の硬い箇所には金属製のアンカーを使用すること。
- 10 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

- 11 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 12 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 13 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場

合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(出入口の設置)

- 14 別紙簡易扉標準図のとおり、簡易扉を設置すること。
- 15 簡易扉の設置位置が分かるように任意のマークにより標示すること。
- 16 設置位置については、監督職員の指示に従うこと。

(枯損木の伐倒)

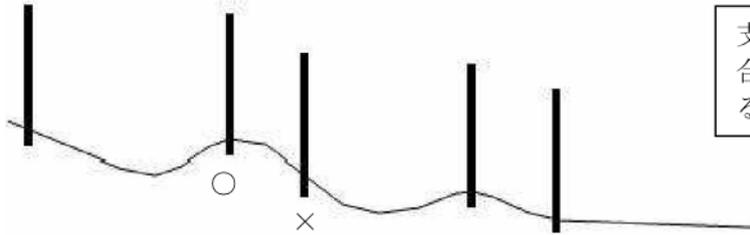
- 17 防護柵に倒れ掛かる恐れのある枯損木がある場合は、伐倒し、植付及び防護柵設置の支障とならないように処理すること。

(その他)

- 18 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別図 1)

支柱の設置個所



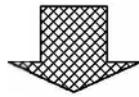
支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方がよい。

(支柱の間隔は 3 m で)

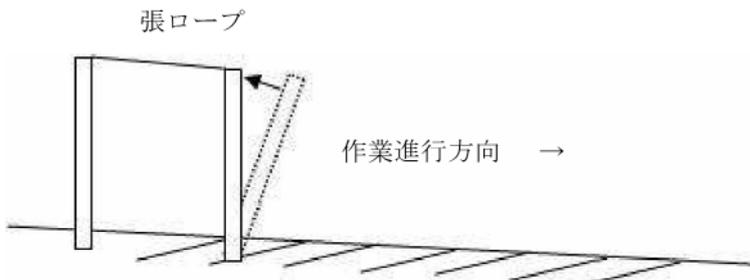
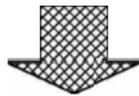
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



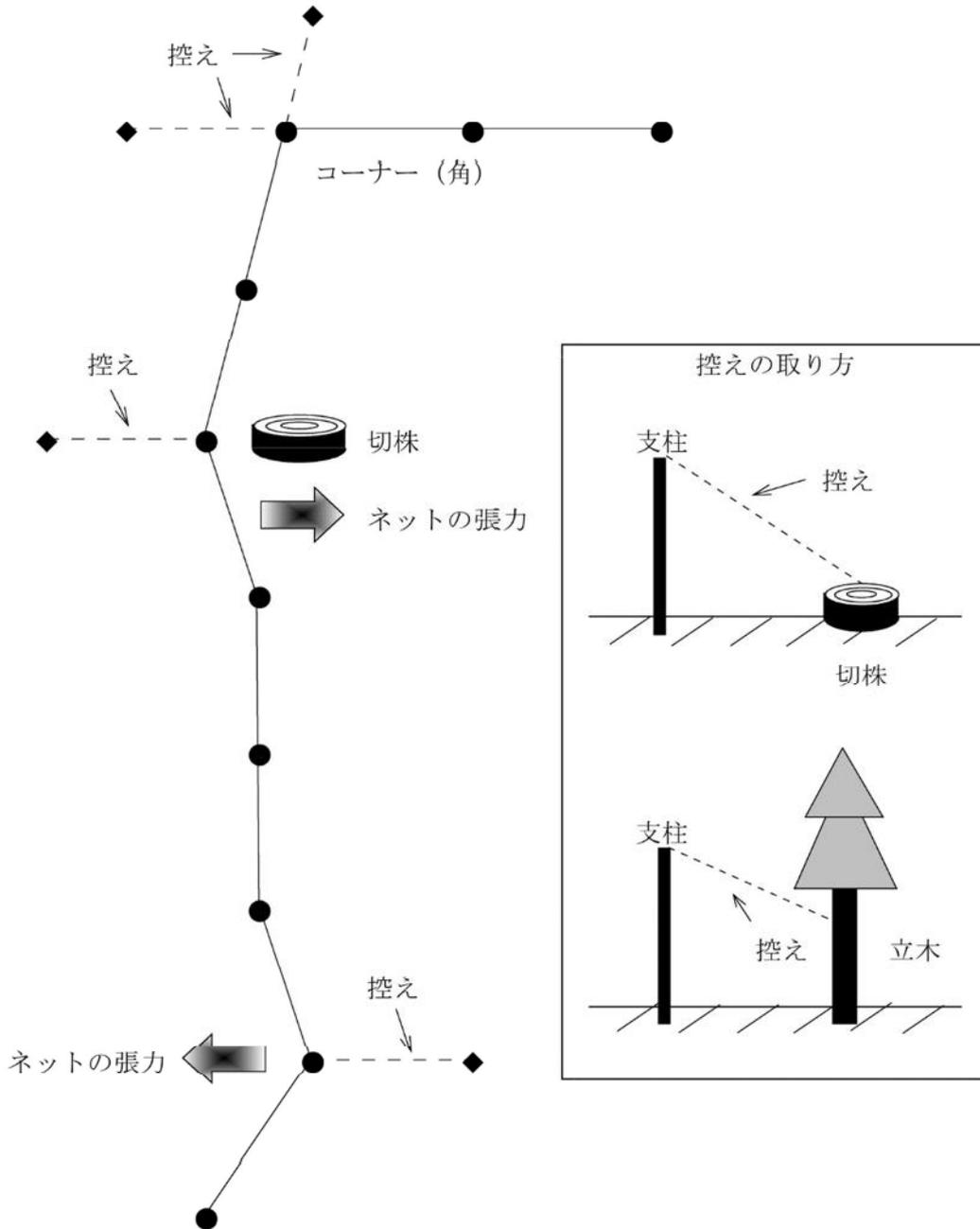
支柱は作業進行（斜面下方）方向へ傾けて打ち込む。



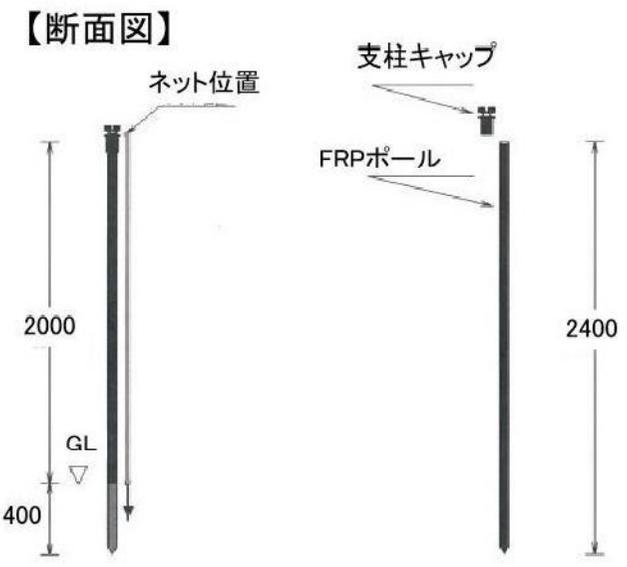
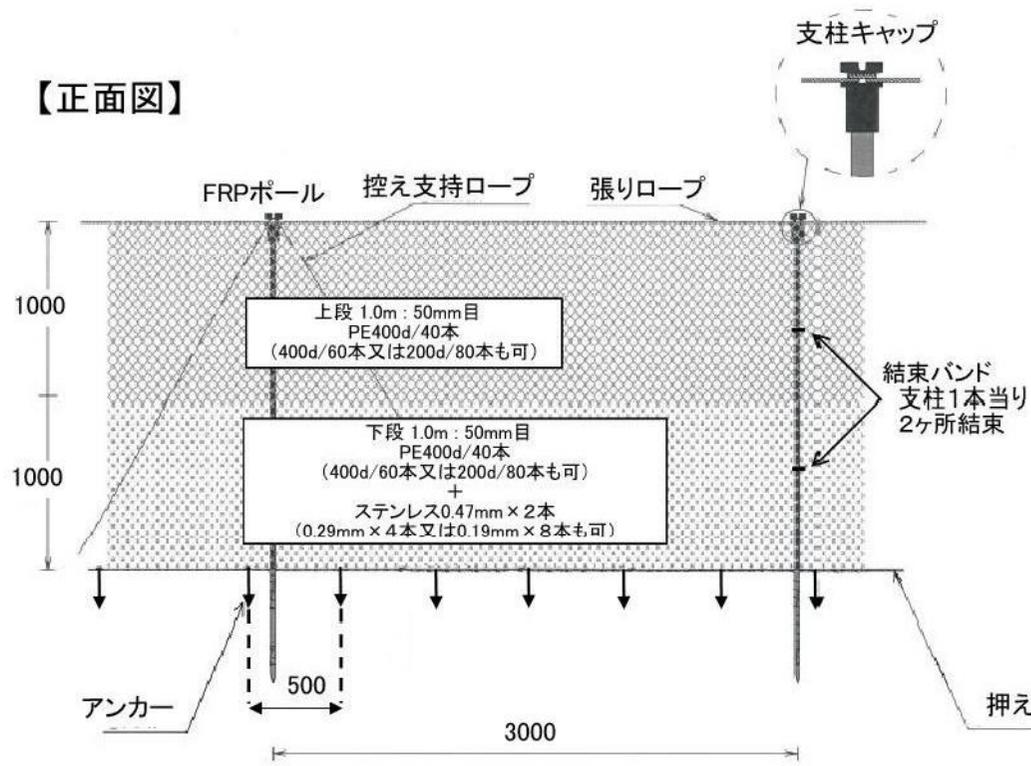
ロープの張力により支柱を引き起こし垂直（最もネットが高く）に仕上げる。

(別図2)

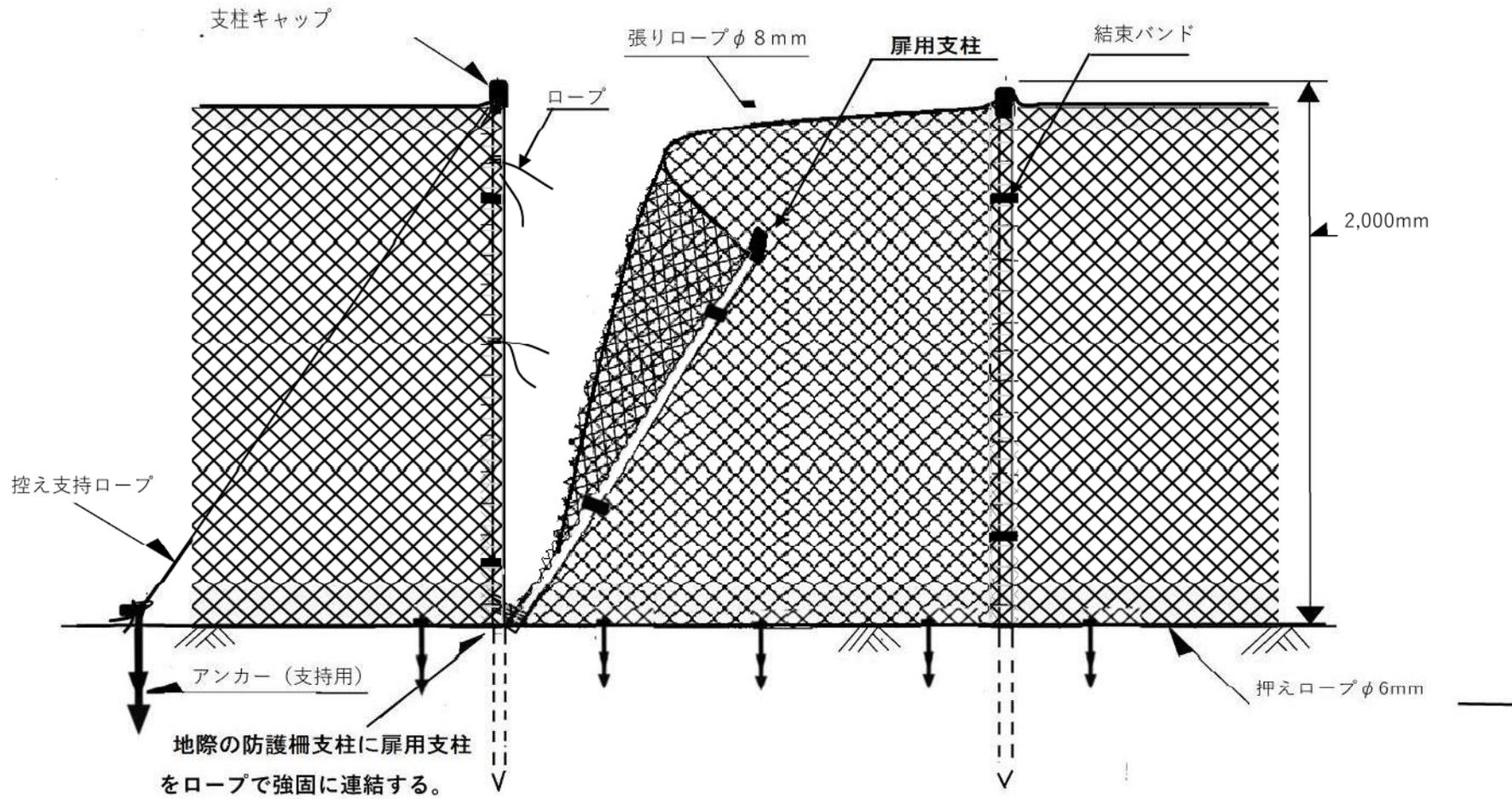
控えロープの設置方法



防護柵設置標準図

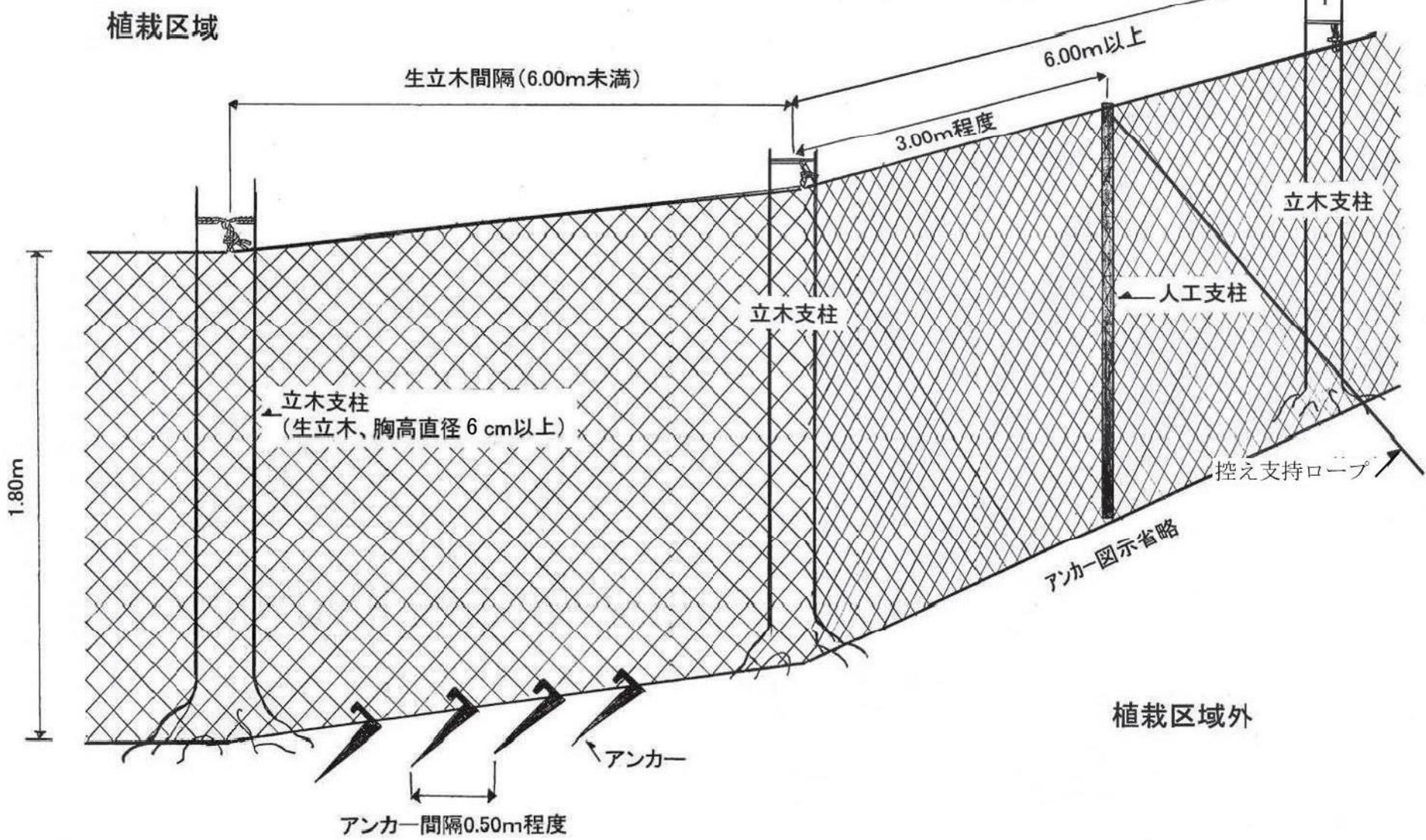


簡易扉標準図



防護柵設置図(立木支柱)

生立木間隔が6.00m以上となる場合は、人工支柱を生立木間に立て支柱間隔を3.00m程度以内とすること。



立木支柱への防護柵上部ロープの結わえ方

「トックリ結び注意点」

- 1：まず、支柱に結わえ用ロープで水夫結びする。
- 4：結わえ用ロープは、支柱2周してロープ両端の長さがそれぞれ50 cm 程度残ること。
- 5：防護柵上部ロープに結わえ用ロープと交差させ輪を作り、防護柵上部ロープを輪に通す。



1：トックリ結び（高さ約210cmへ）



2：使用ロープφ 6mm以上



3：トックリ結び



4：トックリ結び

5：トックリ結び（防護柵上ロープ通す）



6：トックリ結び



7：トックリ結び



8：トックリ結び



9：トックリ結び



10：トックリ結び（完成）

防護柵購入仕様書

1 防護柵資材の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考	
獣害防止ネット	獣害防止ネット 高さ：2m、長さ：50m/巻 ●上段（高さ：1m） 網目：50mm目 太さ：ポリエチレン400d/40本 （400d/60本又は200d/80本も可） ●下段（高さ：1m） 網目：50mm目 太さ：ポリエチレン400d/40本 （400d/60本又は200d/80本も可） ステンレス：0.47mm×2本 （0.29mm×4本又は0.19mm×8本も可） 同等品 「防護柵設置標準図」のとおり	81 巻		
張りロープ	PE製 径8mm 長さ：55m/巻 同等品	74 巻		
押えロープ	PE製 径6mm 長さ：55m/巻 同等品	74 巻		
支柱・支柱キャップ	通常の土質 コンポーズパイプ（FRP一般支柱） 同等品 内外層：ABSコーティング、中間層：FRP製 径：33mm又は38mm 長さ：2.4m なお、上記以外の材質であっても同じ規格で 同等の強度・性能を有しているものも可 「防護柵設置標準図」のとおり	741 本	支柱間隔3.0m セパレートタイプも可	
	カポッチキャップ 同等品 径33mm用又は38mm用 「防護柵設置標準図」のとおり	741 個		
	硬い土質	セパレート型 基礎部分 材質：金属製またはグラスファイバー製		45 本
		セパレート型 上部支柱 材質及び径が基礎部分と適合するもの 長さ：2.0m以上		45 本
		支柱キャップ 径が上部支柱と適合するもの		45 個
		鉄筋杭 材質：異形棒鋼 規格：D19×1500mm 同等品		45 本
針金 Φ2.6mm以上 同等品	68 m			
アンカー（網固定用）	通常の土質 ABS樹脂製 4方向返し付、返し幅：10mm以上 長さ：400mm 同等品	7,752 本	0.5m間隔	
	硬い土質 金属製 防錆（メッキ処理等） アングル型 長さ：400mm以上 Φ9.0mm以上	266 本		
控え支持ロープ	PE製 径6mm 長さ：55m/巻 同等品	27 巻	1ヶ所当り5m使用 支柱2～3本当り 1箇所	
アンカー（支持用）	ABS樹脂製 4方向返し付、返し幅：10mm以上 長さ：400mm 同等品	297 本		
支柱（扉用）	カポッチ支柱 同等品 内外層：ABSコーティング、中間層：FRP製 長さ：2.1m 径：33mm又は38mm なお、上記以外の材質であっても同じ規格で 同等の強度・性能を有しているものも可	14 本		

2 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

3 物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有するものを購入すること。

4 物品は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、納品書類等は監督職員に必ず提出すること。

5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

下刈仕様書

(全刈)

(刈払上の注意等)

- 1 刈払に際しては、造林木を中心として外側方向に刈払うものとし、造林木を損傷しないよう特に注意する。
- 2 ササ、雑草木、つる類の繁茂により造林木に損傷を与えるおそれのある箇所については、造林木の位置を確認した後、刈払を行う。
- 3 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保全する。ただし、周囲に伸長し、造林木の生長に支障となるものは適宜刈払う。

(その他)

- 4 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

除伐仕様書

(伐除木)

- 1 伐除木は、現に造林木の生長を阻害するもの、今後造林木の生長を阻害するおそれのあるものとする。
- 2 造林木であっても形質不良木は伐除する。
- 3 伐除木の切断の高さは、ぼう芽勢、造林木の樹高などを勘案して中段切り(地際よりおおむね 1.0m 以下)とする。ただし、地形の制約、安全上の理由等により、技術上前記の切断高で伐除できない場合は、監督職員の指示を受けること。

(天然更新木の保残)

- 4 造林木がないか造林木があっても健全な生長が見込めない箇所は、そのまま天然更新木を保残する。
- 5 植栽列の間隔が広い箇所(筋置地拵の筋置箇所、豪多雪地帯に設定されたほ行防止帯等)に生育している天然更新木のうち、隣接する造林木の生長を阻害するおそれのないものは保残する。
- 6 伐採時から保残し、健全に生長している高木性広葉樹は引き続き保残する。
- 7 造林木に巻き付いているつる類は根元から切断すること。

(その他)

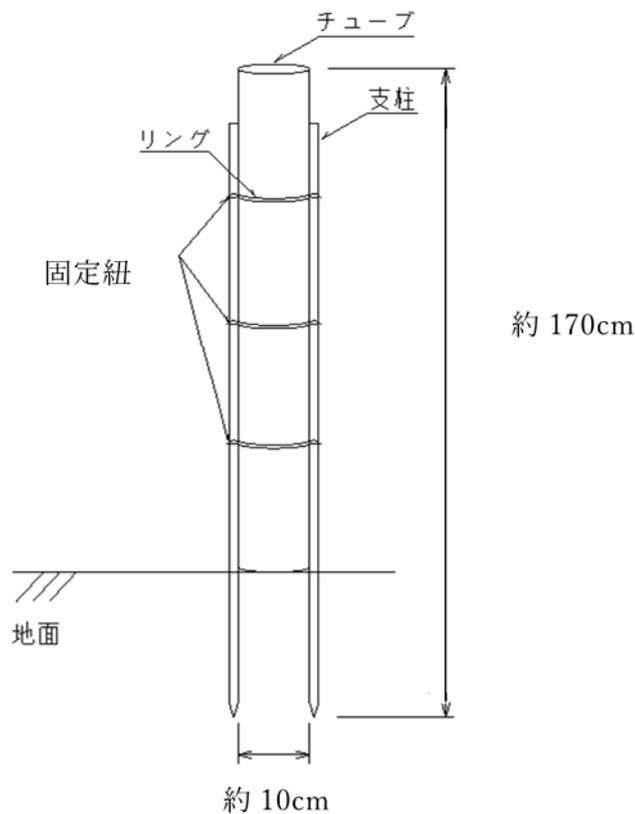
- 8 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

単木保護管撤去仕様書

(撤去要領)

1 撤去対象の単木保護管について、部品の品質規格及び数量は、次に示すとおりである。

物品	品質規格	数量	単位
チューブ	直径約100mm×長さ約1,700mm ポリプロピレン製(厚さ約0.4mm)	1,580	枚
支柱	φ約16mm×長さ約1,650mm 樹脂被覆鋼管支柱 被覆樹脂:熱可塑性ポリエチレン樹脂	3,160	本
リング	直径100mm円型×幅約15mm ポリカーボネート製	4,740	個
固定ヒモ	幅約4.3mm×長さ約157mm ナイロン製	9,480	本



- 2 1に示す単木保護管資材について、全てを撤去し、産業廃棄物として適切に廃棄処分すること。また、その処理を証明する書類（マニフェスト等）を提出すること。

(その他)

- 3 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

特記仕様書

- 1 豚熱 (CSF) 及びアフリカ豚熱 (ASF) 対策として、山林での作業用の靴の履き分けや下山時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- 2 アフリカ豚熱 (ASF) 対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒を行うこと。また、府県の行う立入制限等の防疫措置を踏まえ、契約約款第 20 条及び第 46 条に基づき事業を一時中止又は解除する可能性がある。
- 3 福王山国有林内の東海自然歩道の保全に努め、一般通行者の安全を確保するために必要な措置を行うこと。具体的な方法等については、監督職員の支持に従うものとする。
- 4 林道の施錠は、出入りの度に必ず行うこと。林道施設（暗渠、側溝、横断溝等）の保全に努め、当該施設を傷つけた場合は、請負者の責任により修繕すること。